

成田市空家改修補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、空家改修を行う者に対し、当該空家改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、空家を活用するとともに、市内の移住及び定住並びに地域の活性化を促進し、もって地域コミュニティの維持及び再生に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家改修 住宅用改修及び事業用改修をいう。
- (2) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（同条第2項に規定する特定空家等を除く。）のうち市内に存する住宅（人の居住の用に供する一戸建て（1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物であり、1つ以上の居室並びに専用の出入口、台所及びトイレがあるものをいう。以下同じ。）又は併用住宅（一戸建てで店舗、事務所、作業場その他これらに類する用に供する部分を兼ねるもののうち、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が延べ床面積の2分の1を超えるものをいう。）をいう。）をいう。
- (3) 住宅用改修 空家の活用を目的として実施する改修であって、改修後の用途を居住の用に供するものをいう。
- (4) 事業用改修 空家の活用を目的として実施する改修であって、改修後の用途を宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設その他地域の活性化に資するものとして市長が認めるものの用に供するものをいう。
- (5) 改修 建築物の性能を維持し、又は向上させるために行う修繕、模様替え等の改修であって、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）その他の法令に違反しないものをいう。

(補助の対象となる空家)

第3条 空家改修補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に適合する現に1年以上使用されていない空家であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項

に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けているもの

(2) 都市計画区域に編入される以前に建築されたものであって、市長が適当と認めるもの（前号に該当する空家を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する空家は、補助金の交付の対象としない。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に存するとき。

(2) 法第39条第1項に規定する災害危険区域に存するとき。

(3) この規則による補助金の交付を受けたことがあるとき。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる空家改修の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす補助対象空家の所有者（当該補助対象空家が相続財産その他の共有財産である場合においては、全ての所有者から同意を得た所有者に限る。）又は賃借人（当該補助対象空家の全ての所有者から同意を得たものに限る。）であって、空家改修が完了してから10年以上継続して当該補助対象空家を当該空家改修の用途に活用する意思があるものとする。

(1) 住宅用改修 市内の賃貸住宅又は市外から補助対象空家へ転居する者その他の空家の活用に資すると市長が認める者

(2) 事業用改修 補助対象空家を事業用改修の用途として自ら営む法人、個人又は区、自治会、町内会等の地域団体その他市長が認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者

(3) 法人又は団体にあつては、その役員又は使用人が暴力団員と認められるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空家改修に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

2 次に掲げる費用は、補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 倉庫，車庫その他の空家に附属するものに係る費用
- (2) 門，フェンス，植栽その他の空家の外構に係る費用
- (3) カーテン，テーブルその他の家具の購入及び設置に係る費用
- (4) 冷暖房機，洗濯機その他の家電の購入及び設置に係る費用
- (5) 増築工事又は改築工事に要する費用
- (6) 国，地方公共団体その他これらに準ずる者から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けているものとして市長が認めるものに係る費用
- (7) 前各号までに掲げるもののほか，市長が適当でないと認める費用  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は，補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1，000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を上限とする。ただし，成田市空き家バンク物件登録台帳に補助対象空家が登録されているときは，当該各号に定める額に10万円を加算した額を上限とする。

- (1) 住宅用改修 50万円
  - (2) 事業用改修 100万円
- (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，空家改修に係る工事請負契約の締結を行う前に，空家改修補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし，市長は，公簿等により確認することができるときは，第8号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 補助対象空家の位置図
- (2) 補助対象空家の現状が確認できる写真
- (3) 補助対象空家の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）又は当該補助対象空家の所有者が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象空家が現に1年以上使用されていないことが確認できる書類の写し
- (5) 第3条第1項第1号に掲げる場合にあつては，確認済証の写し
- (6) 実施計画書（別記第2号様式）
- (7) 空家改修に係る見積書の写し
- (8) 市税の納付状況を確認できる書類
- (9) 補助対象空家の所有者が申請者以外又は複数の場合にあつては，申請者以外の全ての所有者から当該補助対象空家を改修することについての同意を得たことを証する書類
- (10) 補助対象空家の賃借人にあつては，賃貸借契約書の写し

(11) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

(12) 誓約書（別記第3号様式）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第8条 市長は、前条本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、空家改修補助金交付決定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（変更の申請）

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、空家改修の内容を変更しようとするときは、速やかに空家改修補助金交付申請書（別記第5号様式）に第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。ただし、当該空家改修の目的及び補助金の額に変更が生じない軽微な変更については、この限りでない。

（変更の決定）

第11条 市長は、前条本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、空家改修補助金変更決定・却下通知書（別記第6号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（中止の届出）

第12条 交付決定者は、補助金に係る空家改修を中止しようとするときは、空家改修中止届（別記第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績の報告）

第13条 交付決定者は、補助金に係る空家改修が完了したときは、空家改修完了実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第4号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 空家改修に係る契約書の写し

(2) 空家改修が完了したことを証する写真

(3) 空家改修に係る領収書の写し

(4) 住宅用改修にあつては、世帯全員の続柄の記載された住民票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による報告は、当該年度の2月末日までに行わなければならない。

（確定の通知）

第14条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家改修補助金額確定通知書（別記第9号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、空家改修補助金請求書（別記第10号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を受けた日から10年以上継続して補助対象空家を当該空家改修の用途に活用しなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第18条の規定に違反して財産の処分をしたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（返還）

第17条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第18条 交付決定者は、補助金の交付により取得し、又は効用を増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、交付決定者が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（安全性への配慮）

第19条 交付決定者は、補助対象空家について、地震に対する安全性の向上に努めるものとする。

（確認等）

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件

に関し説明を求めることができる。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか，必要な事項については，市長が別に定める。

附 則

この規則は，令和7年4月1日から施行する。

[別記様式 略]